

## 豊田市水道承認分担金工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市水道工事分担金要綱（令和6年4月1日施行）（以下「分担金要綱」という。）第10条第1号の工事で事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた工事（以下「承認分担金工事」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、自己の居住のための給水を目的とした配水管布設に対する工事費の一部を補助し申込者の金銭的負担を軽減する事で、水道事業の整備促進を図るものとする。

### (補助の対象となる工事)

第3条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、承認分担金工事のうち、自己の居住のための、専用住宅又は店舗兼用住宅への給水を目的とした工事を対象とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、補助対象工事について分担金要綱第11条第1項に規定する水道施設布設工事申込書（以下「布設申込書」という。）を提出する者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該申込みに係る給水申請地に居住しようとする又は居住している給水申請者本人（個人に限る。）であること。
- (2) 豊田市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、水道施設数量に、次に掲げる額を乗じた額の合計とする。

- (1) 配水管について、延長50メートルを上限とし、  
舗装道路の場合は1メートルの布設につき、21,000円  
未舗装道路の場合は1メートルの布設につき、9,000円
- (2) 仕切弁1基の設置につき、143,000円
- (3) 排水設備1か所の設置につき、170,000円
- (4) 不断水分岐工1か所につき、154,000円
- (5) 不断水分岐工（耐震用）1か所につき、456,000円

- 2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、布設申込書の提出と同時に、豊田市水道承認分担金工事補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者へ提出しなければならない。

- (1) 布設する配水管が自己の居住のための、専用住宅又は店舗兼用住宅への給水を目的としたものであることを証明する資料(建築確認済証の写し等)
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合、豊田市水道承認分担金工事補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、不交付と決定した場合、豊田市水道承認分担金工事補助金不交付通知書(様式第3号)により補助申請者に通知するものとする。
- 3 管理者は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができるものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の決定通知を受けた補助申請者(以下「交付決定者」という。)は、決定通知書の受理後に申請内容を変更(中止の場合を含む。ただし、布設延長10メートル以内の変更の場合を除く。)する場合、豊田市水道承認分担金工事補助金変更申請書(様式第4号)(以下「変更申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。2 管理者は、前項に規定する変更申請書を受理した場合、豊田市水道承認分担金工事補助金変更決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、分担金要綱第14条第12号に規定する水道施設寄附採納届の提出と同時に、豊田市水道承認分担金工事補助金実績報告書(様式第6号)(以下「実績報告書」という。)を管理者へ提出しなければならない。

(額の確定及び補助金の交付)

第10条 管理者は、前条に規定する実績報告書を受理した場合、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市水道承認分担金工事補助金交付確定通知書(様式第7号)により交付決定

者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の確定通知を受けた交付決定者は、豊田市上下水道局指定請求書（以下「請求書」という。）に補助金を振り込む口座の情報が分かる書類を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定により請求書を受理した日から起算して40日以内に補助金を交付するものとする。

#### （交付決定の取消し及び補助金の返還）

- 第11条 管理者は、交付決定者の提出する書類に虚偽の内容があることが判明した場合、又はその他の不正な行為が認められた場合には、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。この場合において、既に補助金を交付していた場合は、当該補助金の全額を返還させるものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合、豊田市水道承認分担金工事補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。
  - 3 管理者は、第1項の規定により補助金の返還をさせる場合、豊田市水道承認分担金工事補助金返還請求書（様式第9号）により交付決定者に請求するものとする。
  - 4 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
  - 5 返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しない場合には、管理者は当該請求額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して返還義務者に請求するものとする。

#### （期日の特例）

- 第12条 補助金に係る申請書等の提出等の期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する当該市の休日でない日をもってその期限とする。

#### （委任）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

##### （要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされたものの手続に関しては、なお従前の例による。